

第2回伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日：平成26年2月20日（木） 18：30～20：10

開催場所：伊丹市役所7階 701会議室

出席委員：直田^{すぐた}会長、榎本委員、酒匂^{さこう}委員、中山委員、有田委員

1. 開 会

（事務局より）

- ・委員5名中5名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者なし。
- ・会議資料の確認。

（署名委員について）

- ・第2回は有田委員と酒匂委員。

（会議録の作成について）

- ・会長より、今後会議録の記述を簡潔に整理したものにしてはという提案があり、出席委員も承諾。

（傍聴要領について）

- ・傍聴要領第6条第2項に資料に関する規定を追加。配布した資料の内、審議途中の資料については、会長の判断により回収するものとする。

2. 議 事

議題1）「伊丹市公募型協働事業提案制度について」

【資料に基づき事務局より説明】

前回からの変更点

- ・1ページ。「制度の目的」のうち、「市民満足度の高いサービスを提供する」を「協働して取り組むことにより効果の上がる」に修正。
- ・1ページ。旧制度のイメージ図を削除。
- ・2ページ。市民提案型と行政提案型を一緒に記載していたものを、それぞれの型に分けて記載する。
- ・2ページ。「提案できる団体」について、団体の要件を必要最小限にし、広

く提案できるよう修正。

団体の継続性に関する要件を削除。

役員構成を最低限の複数の配置とする。

会計処理や業務遂行能力については、市と協議していく中で適切に行っていくこととしたため、削除。

- ・ 2 ページ。「提案できる団体」に、「団体の運営に市が関与していないこと」と、「議員が役員となっていないこと」を追加。
- ・ 2 ページ。「提案できる事業の要件」を①②のように、公益的事業であり、市民が担い手となる事業であり、協働することにより効果があがるものとして整理。

「地域課題又は社会的課題の解決を図ること」や、「市民満足度を高める」を削除。「役割分担に関する要件」、「予算の見積もりが適正である」等については、協議の中で決めていく事項であるとのことから削除。

市の基本的な方針との整合性を記載していたが、大枠として総合計画に沿ったものであればいいという内容で修正。

事業の対象としないものとして、「営利目的」や、「政治、宗教等」としていたが、委員会で判断できるということで削除。

- ・ 事業の実施期間を削除。
- ・ 前回示したフローには行政内部の事務手続きが多くわかりづらいため整理。行政内部での必要な事務手続については、団体との協議の中で説明していくこととし、議会の議決の部分を除いて記載を削除。
- ・ 4 ページの行政提案型についても市民提案型と同様に修正。

質 疑

委員 A： わかりやすいとは思いますが、わからないのが、予算を伴うものは議会の承認が必要とある点。実態として予算を伴わないものはないと思うので、それだけで承認されないということはあるのか。

事務局： 公募型協働事業提案制度に関わらず、行政が金銭面を担えば、議決がなければ支出できない。事業自体を団体が担う場合は、予算議決の時期を待たず、すぐに始めればいいのかとは考えている。予算を伴うものは議会のタイミングを待たないといけないので、原則は平成 27 年度実施になる。

委員 A： 要は、予算を使って実施する事業はたくさんあるが、議会で事業実施がひっくり返るということか。

事務局： 議会も内容を審査して予算を議決する。議会に対する行政の説明責任を果たしながら、議決の手続きを取りたいと考えている。

会 長： 役所が動けば人件費は出るという意味では、どんな協働事業でも税金は動く。議会で否決された場合は、議会に説明責任が生じることになる。

委員 B： 前回よりも資料が薄くなって見やすくなった。読んで理解できると思う。

こういう内容はいらないというのがわかってきた。

委員D： 私もわかりやすくなったと思う。言葉の表現で気になったのが、1 ページめの目的、「団体と市が」を「団体と行政が」とした方がよいのではないか。それ以降の表現は市でよいと思う。2 ページ3 行め「提案団体がスキルを活かし」とあるが、技術などと勘違いされるので「専門性や経験を活かし」の方がよいと思う。

4 ページ、行政提案型の方の「地域における課題や、目指すべき方向性などを」の点を「地域における新たな課題や、行政がこれまで単独で取り組んできたが、市民活動団体と協働する方が成果があがる事業」の表現にしたほうがいいのではないか。

会 長： ご指摘の所は可能な限り反映させる。行政課題を行政だけでやるよりも、市民と協働した方が成果があがるであろう、という趣旨の言い方の方がすっきりすると思う。

委員C： すっきりしてよくなったと思う。人件費がきちんとつくような提案があればいいと思う。フロー図について、もっと見やすくできるのではないか。「市長に報告」の部分は団体と同じ流れではないので、団体さんが、要項をみて自分たちがやることだけがはっきりわかるような図になるとよいと思う。

会 長： 私からは、何点か挙げさせていただきたい。まず、1 ページ目の図の右側の矢印には「提案」ということばを入れた方がわかりやすいのではないか。

委員D： 同じ点について、「事業提案」にすればいいのではないか。市民まちづくりプラザの矢印の位置も変ではないか。

なぜ行政側だけ「情報・課題の共有」の文言が必要なのかなと思う。行政側で、「集約」と表現すると複数課が課題を共有し集約して応募しないといけないのかというように見えてしまう。

会 長： 「事業提案」だけでいいのでは。

事務局： 事務局としては、1 課だけではなく複数の課でも事業提案してもらえたらという思いがある。

委員D： それは市民活動団体にもいえる。複数でやらないといけないということになる。

事務局： 「事業提案」というと事業が決まってしまっているみたいなので、事業のやり方は市民団体と一緒に考えていただきたいと思っている。

会 長： 確かに事業提案だと固まりすぎている感じがする。「テーマの提案」くらいの方がいいのではないか。

事務局： では、「テーマの提案」という形で修正。

委員D： この図は考えれば考えるほど、いらないのではと思う。行政側はA課B

課、C課と書いてあって、団体側には書いていないし。

会 長： では、「いろは」を付けるとか。

委員C： 確かに「市民」と「行政」でもいい。

事務局： 「共有」や「集約」を入れずに、単純な図でイメージがわかるようにさせてもらう。

会 長： そのように願います。

委員D： 図の中の市民まちづくりプラザの記載も、矢印の位置もおかしいと思う。

事務局： 市民まちづくりプラザの部分は矢印をやめて四角にする。フロー図の所にも、市民まちづくりプラザが窓口になり、連絡調整に入る旨の記述を入れるようにする。

会 長： では、フロー図にも市民まちづくりプラザの役割を入れることにする。

次に、2ページの「市民活動団体ならではの視点」は、企業も含まれるということなので、「民間の視点」に変えてはどうか。

事務局： 民間にしてしまうと企業の色が強くなってしまわないか。

会 長： では、元のままの記載ということで。

次に、2ページのところに、「構成員5人」のあとに「複数の役員」との記述があるがよくわからないので、「責任の所在が明確であるとともに民主的な意思決定がなされる」という記載にするのはどうか。民主的な意思決定がなされるようにというのは制度にも規定されている。

事務局： 役員の文言を入れた趣旨としては、役員が一人で独裁的に事業を決定していくことにならないよう、合議体たる「複数の役員」との文言にした。

委員B： 「複数」というと、何人なのかと思う。例えば、5人で団体を組んだ場合等は5人とも役員にしてしまうと思う。ある程度の人数が書いてある方が、わかりやすいのではないか。

事務局： 数で書くか、それとも内容の方を書くのとどちらがいいか。

委員A： 役員が1人というのは、他が役員に従わないといけないような組織ということになる。ただ、「複数の役員」や「民主的」と書いても、抑止力になるのかどうか疑問。

事務局： 役員の部分を要件から外してしまうと、役員が1人でもよしとするとの趣旨になってしまう恐れがある。記載することで一定の効果はあると思う。

会 長： 特異な場合を想定するよりも、今後、協働をしていくにあたり、団体の方でも民主的に意思決定して動いてもらいたいという、要望の意味も含まれている。

委員D： 「責任の所在が明確にされていること」との表記でよいと思う。

会 長： 事業化に向けた協議の部分で、「市民まちづくりプラザ」の立ち位置について少し書いておいたほうがいいのではないか。

委員D： 私は、立ち位置などが書かれていなくても、中間支援組織として自らの

意思で傍聴などに来るべきだと思う。また、現在は市民まちづくりプラザは委託だが、今後、行政提案の公募で応募団体にもなる可能性もある。市民まちづくりプラザの透明性を確保するためにも記載しない方がよいと思う。

委員C： 今は、市民まちづくりプラザ＝阪神・智頭NPOセンターになってしまっているの、その切り分けが大事だと思う。

事務局： 市民まちづくりプラザはNPO法人として活動しているので、当然NPOとしてやる部分、指定管理者としてやる部分は気をつけている。必要に応じて、中間支援組織として協議に同席してもらうことは考えているし、今後、協働する中で市民まちづくりプラザには市の情報をより知ってもらおうと考えている。

会 長： 書いていないと担当でないという話になることもあるので、実質的に市民まちづくりプラザが協議に出るなどの役割があれば、書いた方がいいのではないか。

委員D： プレゼンテーションだけでなく、協議にも入ってもらうことになるのか。

会 長： 協議は、参画協働推進委員会の手を離れるので、市民まちづくりプラザが入って市民団体側の意見を支援するなどすればどうか。

事務局： その点については、協働の指針でも記載している内容で、募集要項でも、相談に乗ることは記載する。

委員D： まちづくり推進課が行政の調整役になるという点をきちんと書くほうが大事ではないか。

事務局： それは、フロー図の中で入れさせていただこうと考えている。

会 長： 最後に、協議結果を委員会に報告する、という旨の記載を追加してほしい。また、説明会の案内のチラシの中にでも、行政提案のテーマを公表してはどうか。行政提案の方は、何のテーマが出ているかわからないと団体の方も動けないと思う。

委員D： 事業評価を委員会が検証するとあるので、2ページ③、4ページ③の最後に、「協議の結果は委員会に報告する」という文言を入れた方がよいと思う。

会 長： ではそのようにすることとしたい。事業の複数年度実施は、実際は難しいと思うが、協議で決まっていくものとし、年度ごとにチェックするという形となると思う。

事務局： 1年ごとに見直されていくようになると考えている。

委員D： 2・4ページは「担当部署」だが、フロー図は「担当課」なので文言を統一した方がいい。4ページのスケジュールは、ここの説明だけ見ると市民向けになってしまっているの、行政からの提案は2～3月に受け付けているなどの付け加えをお願いする。

委員Ａ： 提案しようと思っている人も、これくらいの分量なら読めると思う。

委員Ｄ： フロー図は、各提案の説明の後ろにつけた方がわかりやすい。

会 長： 様式のアドバイスなども事務局にあれば、お願いしたい。

事務局： レイアウトについては、今回は説明用に作成したが、市民向けのものはよりわかりやすいように作る予定。様式もこれまでの意見を活かして簡潔に作ろうと考えている。予算についても、団体に詳しく書いてもらおうとは思っておらず、添付書類も既存のものがあればそれをつけてもらう予定。

委員Ｄ： ホームページから様式のダウンロードはできないのか。

事務局： できるようにする予定。ただ、いったん説明会には出てもらうようにしている。出られない方も、まちづくり推進課には必ず相談に来ていただくようにしたいと考えている。

委員Ｄ： 応募書類は持参にし、顔が見える方がよいと思う。

事務局： では「持参」は記載したい。

会 長： 説明会も、第１回目なので、４月の日程も早く決めた方がいい。

事務局： そのようにする。説明会に来られない方がいても十分まちづくり推進課で説明はできるようにしたいと思っている。

報告になるが、公募型協働事業提案制度に向けて各課から意見を募っており、一定集まっている。なお、制度の実施を前に職員の意識付けを目的に、有田委員を講師にお招きし、協働に関する職員研修を２月１４日に開催した。

委員Ｄ： 追加で、行政提案型の説明部分の「パートナー」を「市民活動団体」に変えてはどうか。

会 長： 最近は事業者もがんばって、ニュータウンで地域住民の憩いの場をつくったりもしている。

委員Ｃ： 中間支援団体と企業の連携事例もある。

会 長： 提案制度に関して他に意見はないか。修正箇所は事務局と調整の上委員に連絡したい。

事務局： 今年度の参画協働推進委員会は今回で終了だが、来年度は、公募型協働事業提案制度が始まり、伊丹市まちづくり基本条例の見直しも予定されているので、委員の皆様には多岐にわたる議論をお願いしたい。プレゼンテーションと審査会は７月ごろに開催予定。

委員Ａ： 説明会は平日実施か。

委員Ｃ： 他市では、大体土日である。説明会は、委員は出席の必要はないと思う。

事務局： 説明会は土日に行うこととする。プレゼンテーションについても土日に行うよう日程調整する。

委員Ｄ： 応募団体が全員プレゼンに出るとして、その前に委員に一度団体の書類を送ってもらえれば、プレゼンで団体にＰＲしてもらいたい点や不明な点

の補足を伝えてもらえる。要項には審査基準を入れないといけないのでは。それが無理であれば、事前に団体に審査基準を知らせる必要があるかと思うが。

委員C： 団体も、審査基準を見ながら応募用紙を書くのと書かないのとでは色々と変わってくる。

事務局： 会議の開催数は予算で決まっているため、追加開催は難しいが、一度会長と協議後に委員の方にお諮りしたい。

会長： 事務局より委員を回って頂くという形でどうか。

委員D： 私は反対である。団体に民主的な意思決定を求めているならば、委員も合議体として集まって話し合い、共通の認識を持っておく必要があるのではないか。予算が足りないならば、報告の分は次年度にして、必ず事前に集まって話すべきかと思う。

会長： それでは、早い時期に会議ができるか事務局と検討したい。

委員A： プレゼンテーションについて、団体の持ち時間は決まっていないのか。

委員D： その点も要項に記載すべき。

事務局： 団体の提案数によるが、それほど長い時間と考えていない。もちろん担当課も出席し、委員が質問できるようにする予定。

委員C： 担当課は、応募書類にコメントをつけてプレゼンテーションに臨むことになるのか。

委員D： 今言っても仕方がないが、今日、応募要項と審査基準についても話し合えればよかった。担当課の意見はプレゼンまでに集約してもらう方がいい。

検証はすごく難しいものなので、委員会としての評価の基準づくりや、現場を見に行くなどのことはきめた方がいい。伊丹市民でない委員もあり、情報が日常的に入らないので。今後の事務局の検討議題に加えていただければと思う。

事務局： 検討したい。

委員D： 職員研修のあとに職員から事業評価について質問があった。その事業評価をどう発信するかもすごく大事だと思う。

会長： 事務局も資料作りなど大変だが、よろしくお願いしたい。

(事務局よりお知らせ)

事務局： まちづくり基本条例の普及啓発事業の一環として、3月14日～3月16日、JR伊丹駅前のイオンモール伊丹テラスで「あなたの考えるまちづくり」というテーマで市内の児童・学生に応募していただいたポスターの展示も行う。

委員D： これは、授業でまちづくり基本条例を扱っているということか。

事務局： まちづくりについて、自由に描いてもらったもの。今後、公民や社会の

授業でまちづくり基本条例の話を展開していけないかを検討している。市としても、今後も参画と協働の推進に取りくんでいくので、よろしくお願いしたい。

3. 閉 会

会長より閉会あいさつ。

以上の通り、第2回伊丹市参画協働推進委員会会議録として確認します。

(以下、署名2名)